

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3006号)

令和5年7月27日

横 情 審 答 申 第 3006 号

令 和 5 年 7 月 27 日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和3年4月14日健更相第15号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市障害者更生相談所が作成する本人に係る個人ファイル」の個人
情報一部訂正決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市障害者更生相談所が作成する本人に係る個人ファイル」の個人情報の一部訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市障害者更生相談所が作成する本人に係る個人ファイル」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年12月8日付で行った個人情報一部訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部訂正理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第37条第1項の規定に基づき一部訂正としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件保有個人情報のうち、平成5年特定月日に行った審査請求人に対する心理判定（以下「本件心理判定」という。）の記録中「日常の簡単な言葉や動作語、指示語の理解はあり、平仮名を書いて示したり、身振りや簡単な手話で伝えれば、指示に従って行動する事ができる。」との記載部分（以下「非訂正部分」という。）は、横浜市緑福祉事務所（当時）から横浜市障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）宛てに出された判定依頼書に記載があるほか、判定員が審査請求人の心理検査を行う際に確認した内容である。当該記載内容の事実関係を明らかにするためには、当時の審査請求人の状態像を確認する必要があるが、関係職員がいずれも退職した現在においてはその確認は不可能である。したがって、非訂正部分は事実関係が明らかにならず、本件訂正請求に理由があると確認できないことから訂正を行わなかった。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、訂正決定するとの裁決を求める。
- (2) 審査請求人が訂正を求めた、「家では補聴器を付けており、日常の限られた言葉

『お母さん、お菓子をください。お願いします』などは話しているとの事である。」との記載部分（以下「訂正部分」という。）については、訂正請求書の主張によって認められたのであれば、同じく非訂正部分についても審査請求人の主張のとおり認められるはずであるから、これを非訂正とした処分は明らかに誤りである。

- (3) 訂正部分については審査請求人の主張を容易に認めて訂正したものが、非訂正部分については、さらに「本人の状態像の確認」という厳格な証明を求めるのはいかにも不合理である。本件心理判定のほかに「本人の状態像の確認」ができる公的文書があれば、当時審査請求人は更生相談所の判定を受ける必要などなかったのであるから、審査請求人に対して本件心理判定とは別の証拠書類を求めることは極めて不当である。
- (4) 情報の内容及び取得の相手方によって訂正の基準が異なるといったような解釈は示されておらず、訂正請求が「事実でないと思料するときに限られる」ことから、訴訟における立証のような厳しい証明を訂正請求者に求めているとは考えられず、本人情報に対する訂正は広く認められるべきである。
- (5) 果たして、「IQ17」の最重度の知的障害者が、「日常の簡単な言葉や動作語、指示語の理解はあり、平仮名を書いて示したり、身振りや簡単な手話で伝えれば、指示に従って行動することができる」のであろうか。まして、審査請求人は難聴という重複障害も有しているのである。審査請求人が言葉によって意思疎通を図ることは不可能な状態であったことは明白である。
- (6) 本件心理判定は二通あり、作成者はどちらも特定職員であるが、手書き部分の筆跡は別人によるもので、どちらか一方は特定職員のものではないと考えられること、原本と考えられる心理判定には審査請求人とは別人の名前が印字されていたこと、審査請求人ができないことをできると誤認させるような記載が散見されることから、本件心理判定が判定員の専門的な知見により正確に記載されたものではないことは明らかである。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、

旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 更生相談所の事務分掌について

更生相談所は、横浜市障害者更生相談所事務分掌規則（昭和62年9月横浜市規則第104号）第2条の規定に基づき、身体障害者手帳及び療育手帳、身体障害者及び知的障害者に対する相談、判定及び指導並びに補装具の処方及び適合判定に関する事務等を行っている。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、更生相談所が保有する審査請求人に係る個人ファイルであり、本件審査請求の対象となっているものは、平成5年当時の関係法令の規定に基づき、平成5年特定年月日に判定員が心理判定を行い、その評価所見をまとめた判定資料である。当該判定資料には、審査請求人について「知的側面」や「性格、行動的側面」から判定員が観察した記録や判定意見が記載されている。

(4) 本件訂正請求について

本件審査請求に係る本件訂正請求では、審査請求人は、「知的側面」の記録中非訂正部分を削除することを求めている。

(5) 本件処分の妥当性について

ア 保有個人情報の訂正請求権について、旧条例第34条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。また、保有個人情報の訂正請求の手續について、旧条例第35条第1項では、「訂正請求は、・・・訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出してしなければならない。」と規定している。

イ 旧条例第34条に規定する訂正請求は、当該保有個人情報に「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものである。「事実」の誤りとは、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等からみて、公的記録又はそれに準ずる資料によって何人でもその過誤が客観的に判断できる事項について、事実との間に不一致がある場合をいうものと解される。

ウ 以上のことを踏まえ、本件訂正請求について検討する。

本件心理判定に記載された非訂正部分は、平成5年特定月日において判定員が審査請求人を観察することにより得られた判定内容である。

本件訂正請求において審査請求人は、最重度の知的障害者が言葉によって意思疎通を図ることは不可能な状態であったことは明白であると主張するが、当時の審査請求人の状態像に係る判定が誤りであることを示す公的記録又はそれに準ずる資料は示されていない。

エ また、判定が誤りであることを裏付ける記録の有無を確認したが、本件保有個人情報にはそのような記録は見当たらなかった。

オ 上記事情に加え、本件心理判定から約30年が経過した現時点において当時の状態像を確認する手段がない以上は、旧条例第36条の規定に基づく訂正を要するとは認められない。

カ したがって、本件訂正請求に理由があると認めることはできない。

(6) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部訂正とした決定は、妥当である。

(8) 付言

当審査会の結論は以上のとおりだが、審査請求人と実施機関の関わりは今後も継続すること等を踏まえると、審査請求人が本件訂正請求をしたことを真摯に受け止めることが実施機関には必要と考えるので、本件訂正請求があった旨を記録して本件心理判定に添付するなどの措置を講じることを検討されたい。

また、本件審理判定の氏名欄の訂正経緯が不明であるなど、行政文書管理上の不適切さは、30年前に作成された文書とはいえ否めないところなので、今後は厳重に注意されたい。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 4 月 14 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 5 月 19 日 (第398回第二部会) 令和 3 年 5 月 20 日 (第269回第三部会) 令和 3 年 5 月 25 日 (第349回第一部会)	・諮問の報告
令和 3 年 6 月 10 日	・実施機関から反論書を受理
令和 3 年 6 月 28 日	・審査請求人から意見書を受理
令和 5 年 4 月 24 日 (第372回第一部会)	・審議
令和 5 年 5 月 25 日 (第373回第一部会)	・審議
令和 5 年 6 月 22 日 (第374回第一部会)	・審議